

身体抑制最小化のための指針

-医療法人同仁会札幌南病院-

令和8年5月12日

1. 身体抑制最小化に関する基本的な考え方

身体抑制は患者の自由を制限することであり、尊厳のある生活を阻むものである。

当院では、患者等の尊厳と主体性を尊重し、抑制を安易に正当化することなく、職員各々が身体的、精神的弊害を理解し、身体抑制最小化に向けた意識を持ち、身体抑制をしないケアの実施に努める。

2. 基本方針

(1) 身体抑制の原則禁止

当院は、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体抑制の実施は禁止する。

この指針でいう身体抑制は、抑制の用具や薬剤を用いて、患者の運動を制限する行為をいう。

(2) 緊急やむを得ず身体抑制を行う場合の対応

当院では、患者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で身体抑制を行わないケアが原則である。しかし、以下の3つの原則すべて満たす状態にある場合は、必要最小限の身体拘束を行うことができる。

●例外3原則：3つの要件をすべて満たすことが必要

【切迫性】：患者本人または、他の患者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いこと

【非代替性】：身体抑制やその他の行動制限を行う以外に方法がないこと

【一時性】：身体抑制その他の行動制限が一時的なものであること

(3) 日常ケアにおける基本方針

身体抑制を行う必要性を生じさせないように、日常的に以下のことに取り組む。

①患者主体の行動、尊厳ある生活に努める。

②言葉や対応などで患者等の精神的自由を妨げないよう努める。

③患者や家族の思いをくみ取り、患者や家族の意向に沿ったサービスを提供し、多職種で個々に応じた丁寧な対応を行う。

④身体抑制を誘発する原因の特定と除去に努める。

⑤薬物療法、非薬物療法による認知症ケアやせん妄予防により、患者の危険行動を予防する。

3. 身体抑制最小化のための体制

院内に身体抑制最小化対策に係る身体抑制最小化チーム（以下、「チーム」とする）を設置する。

(1) チームの構成

医師（院長；委員長）、事務長、看護部長、医療安全管理者、病棟師長
薬剤師、病棟認知症ケア委員、リハビリ職員、MSW

(2) チームの役割

- ①身体抑制の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知する。
- ②身体抑制実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する。
（身体抑制の代替案、抑制解除に向けての検討）
- ③定期的に本指針の見直しをし、会議資料を職員に周知して活用する。
- ④身体抑制最小化のための職員研修を開催する。

4. 身体抑制最小化のための職員教育

医療・ケアに携わる職員に対して、身体抑制最小化のための研修を実施する。

- (1) 定期的な教育研修（年1回）実施～15%以上の抑制率であれば年2回実施する
- (2) その他、必要な教育・研修の実施および実施内容の記録

5. 身体抑制を行う場合の対応

患者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体抑制を行わなければならない場合は、「当院の身体抑制に関するマニュアル」に準じ、以下の手順に従って実施する。

- (1) 緊急やむを得ず身体抑制をせざるを得ない状態であるかどうかを、医師と看護師を含む多職種によるカンファレンスで検討する。必要と認めた場合、医師は身体抑制の指示をする。
- (2) 医師は同意書を作成し、事前の患者・家族等に説明して身体抑制開始の同意を得る。
ただし、直ちに身体抑制を要する切迫した状況で、事前に同意を得ることが困難な場合は、身体抑制開始後直ちに家族に説明して同意を得る。

<説明内容>

- ①身体抑制を必要とする理由
- ②身体抑制の具体的方法
- ③身体抑制を行う時間・期間
- ④身体抑制を行う合併症

- (3) 身体抑制中は身体抑制の様子及び時間、その際の患者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を診療記録に記載する。
- (4) 患者・家族等の同意が得られない場合は、身体抑制をしないことで起こり得る不利益や危険性を説明し、診療録に記載する。
- (5) 身体抑制中は身体抑制の早期解除に向けて、多職種によるカンファレンスを実施する。
カンファレンスでは、やむを得ず身体抑制を行う3つの要件をふまえ、継続の必要性を評価する。
- (6) 医師はカンファレンスの内容を踏まえて身体抑制の継続または解除の有無を指示する。
- (7) 身体抑制を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体抑制を解除する。

6. 多職種による安全な身体抑制の実施、解除に向けた活動

患者は、身体抑制を行わざるを得ない状態である要因によっては、患者の病状および全身状態の安定を図ることが、安全な身体抑制の実施、早期解除につながる。各職種は、身体抑制における各々の役割を意識して患者の治療にあたる。また、多職種（医師、看護師、薬剤師、リハビリ職員、管理栄養士等）カンファレンスを週2回行い、早期解除に向けた検討を行う。

7. この指針の閲覧について

当院での身体抑制最小化のための指針は、院内に掲示して公開する。